

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 6 号
件 名	私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額、拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>県内の私立高校は、それぞれの学校が建学の精神に基づく豊かな教育を推進するため努力を重ねながら、公立と同様に高校教育を支える担い手としての役割を果たしています。</p> <p>2020年度から国の高等学校等就学支援金制度が拡充され、私立高校生家庭の年収590万円未満世帯に、最大年額39万6,000円が支給されています。これにより、本県の私立高校では、この世帯の保護者の授業料負担はほぼなくなりました。しかしながら、授業料以外の施設設備費約8万円（県内平均年額）及び入学金約15万円（県内平均）の負担は残されたままとなっています。本県では、独自の学費助成制度として、施設設備費及び入学金の一部軽減が実施されていますが、県内の私立高校生家庭の約8%と僅かが対象となっているにすぎません。</p> <p>公立高校と私立高校の学費格差は、私立では、授業料がほぼ無償となる年収590万円未満世帯でも入学金や施設設備費の負担があり、年額約14万円から23万円の学費がかかります。一方の公立では、5,650円の入学金負担のみです。また、年収590万円から910万円未満世帯では、国の就学支援金額が不十分なことや県独自の支援制度もないため、年額約48万円の重い負担になります。一方の公立は、5,650円の負担のみで済み、大きな格差となっています。</p> <p>他県では、国の就学支援金制度の拡充と相まって、県独自の学費助成制度の拡充が行われており、とりわけ国の支援が不十分な年収590万円から910万円未満世帯への支援を行っている自治体は約6割に達しています。本県でも、他県同様に年収590万円を超える世帯への助成措置の実施が求められます。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年9月7日 市民厚生常任委員会
受 理	令和5年8月17日 第296号

また、私立高校の教育条件の維持、向上を図る上で、経常費助成予算の増額が求められます。教員の長時間勤務が社会問題化する中、その根本に教員不足があります。とりわけ県内の私立高校においては、公立との比較において専任教員が不足している状況です。全教員に占める専任教員の割合は、2022年度で公立が約74%を占めるのに対し、私立は約60%となっており、専任教員の少なさがこの数字からも明らかです。専任教員不足の根本の要因は、学校経常経費への国、県からの公費の少なさにあります。公立高校には、生徒1人当たり約120万円の公費支出（2021年度）がありますが、私立高校では、公立の3分の1程度の生徒1人当たり約35万円（同年度）の公費支出に止まっています。

私立高校は、それぞれが独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要があります。また、一人ひとりの生徒に行き届いた教育を行うためにも、専任教員増は欠かせません。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められます。

以上のことから、学費が重い負担となっている私立高校生が学費の心配なく学校に通うことができるよう、また専任教員を増やし行き届いた教育を行うことができるように、私立高校への私学助成増額、拡充が求められます。

以上の状況を御理解の上、地方自治法第99条の規定により、私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額、拡充を求める意見書を採択の上、関係機関に意見書の送付を行うよう陳情いたします。